

令和5年5月8日

各務原市介護保険サービス事業者協議会

会員各位

各務原市介護保険サービス事業者協議会

会長 稲垣 光晴

平素は、本協議会に格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、ご承知の通り5/8の新型コロナウイルスの対応において、第五類への移行が始まりました。つきましては今後の情報共有の方法について方針変更をご連絡します。

過去、当協議会としては、市内事業者間での感染拡大防止の観点から、各事業所でコロナの感染を確認された場合に、任意で文書にて発信をお願いし、メール発信共有させて頂きました。皆様のご協力のおかげで、一定の成果があり各務原市の協議会さらしさのある対応が出来たと感じています。

今回の五類への移行に伴い保険者へのコロナ感染の報告義務も解かれ、[岐阜県社会福祉施設等内における 食中毒・感染症等初動マニュアル](#)に、新型コロナについては5名以上の発生、かつ、感染指導を希望する場合に限定される見込みです。

当協議会としては、以前のような詳細の発信や連絡事務の協力を求めないこととします。ただし、5類相当のインフルエンザの発生の際の対応同様に対応を継続してほしいこと、事業者間のコミュニケーションは同様に推奨申し上げます。

担当のケアマネージャーさんや、複数のサービスを利用している事業所に向けて、利用者さんがインフルエンザ罹患時に連絡を一報するのと同様に、コロナ感染時もコミュニケーションは、お願いします。その先での、当協議会全体への発信は求めないこととします。

よろしくご査収ください。ありがとうございました。

問い合わせ先

稲垣 光晴

090-1626-7032